Vol.33

ワーク

などを使って伝える

~テレビ会議を活用する~ という備え②

新型コロナウィルスの感染拡大

11

ョンの少なさに困惑する」 移行するといっても何から始めて が推進されるようになってきまし を防ぐため、急速に「テレワーク」 活用する方法を紹介します。 ケーションがとれるテレビ会議を 自宅にいても多くの人とコミュニ いのではないでしょうか。今回は、 いいかわからない」「日常生活でも た。とはいえ「突然テレワークに 行動範囲が限られコミュニケーシ テレビ会議は、電話と違って複 人も多

い子どもたち ●遠方に住んでいる家族 ●1つの場所に集まることが難し

で話し合うことができます。 れな人でも、スマートフォンがあ スマートフォンかパソコンかタブ レット端末です。パソコンが不慣 用意するものは、 など仕事以外でも気軽にみんな 通信が可能な 固

気軽につながって「ミーティン ④メンバーがURLからミーテ みましょう。 ありますが、まずは身近な人と すでに社内の会議以外にも、 他にも方法や機能はいろいろ ィングに参加する

として挑戦してみませんか? 作業現場と離れた場所の管理 会なども開かれています。 クを開く」「招待されたミーティ ,グに参加する」 ことに慣れて 人と人がつながり続ける手段 町内会やPTAのミーティ 67 9 2 3 9 HUB GUJO 読書会やオンライン飲み 学習塾でも使われている

数人と顔を見ながら話すことがで

◉仕事を進める複数のメンバー

れば十分です。



みましょう。

取得(無料)

ルやLINE、

プリをインストール

(無料)

部 認 〜輝く未来に向かって〜 (郡上市雇用対策協議会)

●新型コロナウィルス感染症に係る雇用調整助成金の特例について〈令和2年3月28日特例措置〉

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的 に休業、教育訓練または出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成する ものです。

【特例の対象となる事業主】

新型コロナウィルス感染症の影響を受ける事業主を対象とします。

【特例措置の内容】※休業等の初日が、令和2年1月24日から令和2年7月23日までの場合に適用します。

- 新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6ヵ月未満の労働者についても 助成対象とします。
- 過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主であっても、
 - 前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していなくても助成対象とし、
 - イ 過去の受給日数にかかわらず、今回の特例の対象となった休業等の支給限度日数までの受給を可能とし ます(支給限度日数から過去の受給日数を差し引きません)
- 令和2年1月24日以降の事後提出が、令和2年6月30日まで可能です。
- 生産指標の確認期間を3ヵ月から1ヵ月に短縮しています。
- 事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象としています。
- 最近3ヵ月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とします。

間 ハローワーク岐阜八幡 **5** 65-3108